

令和3年度 兵庫県国民健康保険運営協議会

- 1 日 時：令和4年3月23日(水)14:00～15:45
- 2 場 所：ラッセホール5階 サンフラワー
- 3 出席者：足立会長、稲田委員、榎本委員、仲上委員、山下委員、澤田委員、笠井委員、大村委員、衣笠委員、北浜委員、竹内委員、森口委員
(14名中12名出席)
- 4 議 事：

(1) 兵庫県国民健康保険の運営状況について

(委 員) 後発医薬品の使用促進については、一部のメーカーの不祥事により流通がかなり不規則な状況になっており、その影響がまだ色濃く残りそうだ。流通改善に伴って使用割合も引き上げの傾向になると思うが、令和4年度の取組みも引き続き推進していただきたい。

また、重複頻回受診については、4か年が過ぎようとしているけれども、一度も訪問を行ったことがない市町が半分くらいあるのではないかと。取組の拡大を図る必要があると毎年とりまとめられているが、具体的にどのようなことを検討されているのか。

(事務局) 会議などの場を通じて市町に訪問の実施を依頼しているが、その取組みとしてはまだ十分に徹底できていないところがある。県だけで旗を振ってもなかなかうまくいかないのが、重複頻回に限ったことではないが、今後、市町の職員体制や人材をサポートすることも県としてやっていけたらと考えている。

(委 員) これらは医療費に及ぼす影響もたしかにあると思うが、特に重複服薬については患者さんの健康上のリスクが高くなっていく面もあるので、ぜひ積極的に進めていただくようお願いしたい。

(委 員) レセプト点検の効果額というのは、点検の結果、適正に減少したということか。

(事務局) 国保連合会が審査したあとのデータが市町が送られて、市町において資格や内容が不相当でないかの点検が行われる。その際の効果額ということである。

(委 員) たくさん減少した方が効果的だということになるか。

(事務局) 単純に減らせばいいというものではないと思っている。連合会でしっかりチェックされているということもあるので、そこからさらに上積みできるものがどれだけあるかによって効果額が変わる面もある。適正なものにしていくべく、この率を上げていきたい。

- (委員) 結局はレセプト内容の質やレベルによると思う。そのレベルが高いとそれだけ効果が少なくなるわけなので、単純に金額を目標値とするのはいかがか。病院によって差があり、非常にきっちりしているところもあるが、不適切なレセプトの多い地域もあるのではと思っている。全国との比較をするのがいいかどうかも含め、検討いただきたい。
- (事務局) 委員ご指摘のとおり、この効果額が高ければ高い方がいいということではないし、他府県に比べて本県は元が適正であるという話も聞くので、そういったこともこの実績には出てきているかと思っている。その中で、より無駄がないようにはしていきたい。
- (会長) 効果という言葉がいいのかどうかは常々気になっていた。レセプトが適正であることを評価するような基準があればそれに近づいていくということで効果でいいたろうが、例えば返還額とか、それくらいの中立の言葉があった方が誤解が少ないのではないかと思う。
- (事務局) 今後、検討させていただきたい。
- (委員) 令和4年度の国保制度の主な動きで、財政安定化基金の用途拡充について説明があった。決算剰余金等の留保財源が生じた場合に基金に積み立て、医療費の変動等に対応すると説明があったが、医療費の変動がない場合は留保財源を積み立てていく一方になるのか。どのくらいの規模で積み立てられるものか。
- (事務局) 後の議事でも説明するが、剰余があった場合に基金に積み立てることができ、積立分は後年度に活用できるという制度改正があったということ。そのため、現時点で積立ての目標があるということではない。
- (委員) 資料の中で同じ市町が何度も重なって出てくるところがある。たとえば芦屋市は、赤字を解消していくということだが、高額な所得の街で納税額は県内で一番であるのに保険料が徴収できていないのはなぜか。また、芦屋市は特定保健指導の実施率があまりにも低いが、お金がないからできないということではないので、地域性や政策的な問題なのか、そういった検証はできているか。
- また、上郡町は、医療費が一番高いが特定保健指導の実施率も一番高い。この関係はイコールではないかもしれないが、検査すれば病気は出てくるので、どういった病気が多く出ているのかや特に高額な医療費がかかるものがあるかどうかによって、それらの予防対策なども必要になるのではないかと思っている。
- (事務局) 芦屋市は所得が高いので1人あたりの納付金額も大きくなるが、まだ納付金に見合った保険料にはなっておらず、保険料率を引上げている状況である。そうした中で、これまで赤字になってしまっていたというのがひとつの原因と考えている。特定保健指導の実施率について

はこれからよく分析していかないといけない部分だが、芦屋市の取り組みが遅れていることもあると思うので、今後はアドバイザー事業なども活用して実施率向上に取り組んでいただきたいと思います。

上郡町が医療費と特定保健指導の実施率のどちらも高いことについては、医療費と実施率が直接リンクしているわけではない。上郡町では一部の年齢層で非常に高額な医療費がかかっているほか、全体的にみると、中高年の生活習慣病、腎臓の病気などでかなり医療費がかかっているため、生活習慣病対策として、健診だけではなく日頃の受診につなげる取り組み等も強化するなど、データを見ながら各市町と相談し、取り組んでいただけるように進めていきたいと思っている。

(2) 国民健康保険事業特別会計の財政状況について

質疑なし

(3) 令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

(委員) なおさら芦屋市、西宮市、三木市にはしっかり納付金を払ってもらわないといけないということですね、他の市町がそれをカバーしてるということなので。

国保財政の仕組みのイメージ図について、市町村のところに公費として保険料軽減等とあるが、これは何か。市町は保険料を集めて納付金を支払うが、国が補助を上乗せしてくれるのか。

(事務局) 正確に言うと他の市町が負担しているわけではない。納付金は、所得や被保険者数に応じて各市町に割り振るが、その額はしっかりと納めていただいている。芦屋市ではそれに見合った保険料がとれていないということである。

納付金の支払いに必要な額を、市町は基本的にそのまま保険料で賦課しないといけないが、国から直接市町に入る公費もある。例えば、所得が低い市町村に入る交付金などは、納付金から控除するのではなく、直接市町村に入る。また、各市町で基金を入れている場合もある。その他、法定軽減で7割5割2割というように被保険者の保険料を軽減する制度があり、こどもの均等割軽減なども公費という形で入るものになる。

(会長) 芦屋の市民の中で国保の加入者が優遇されているということか。

(事務局) そういうことになる。赤字の場合は一般会計繰り入れをしている場合が多いが、被保険者以外の方に負担を押しつけてしまっているということになるため、そのあたりが一番の問題となっている。

- (会 長) 一般会計からの繰入金もこの図の公費に入るのか。
(事務局) 入ることになるが、ただ、赤字補填というのは公費としては認められないものとして考えられている。

(4) 国民健康保険運営方針の改定（財政安定化基金、出産育児一時金）について
【諮問・答申】

質疑なし

- (会 長) 答申については、今ご説明いただいた改定案のとおりとしてよろしいか。
(出席委員) 異議なし。
(会 長) それでは資料5-4の答申（案）のとおり答申することとする。

(5) 保険料水準の統一に向けた検討の進め方について

- (委 員) 保険料水準の統一の、水準とは一体何か。同じように、医療費水準の水準とは何で、どういうものを調整していく形になるのか。
(事務局) 保険料水準とは、具体的には保険料率のことである。1人あたりの保険料の額が同じということではなく、所得や世帯構成が同じであれば同じ保険料になるというのがひとつの最終的な姿である。
(委 員) 要するに、今は各市町でいろんな徴収の仕方があるところを統一してひとつにしていくということですね。医療費水準の統一とはどういうことか。
(事務局) 資料で納付金上の統一完了としているが、納付金の算定において医療費水準の違いを反映しないということ。医療費水準は各市町ごとに異なっていて格差があるが、それを統一するというではない。
(委 員) 高年齢であれば治療にかかる医療費が高いということがあり、病気になるというのは無理で、どうしても病気になる人はいるが、具体的にどうするのか。
(事務局) これまでの第1期の運営方針に基づく制度では、一人当たりの医療費の違いを反映した保険料設定だった。そのため、医療費が高い市町は保険料が高い、医療費が低い市町は保険料が低いという状況であったが、医療費水準に応じて保険料が変わると統一ができないので、統一のためには医療費水準の違いを反映しない形にしなければならないということであり、医療費の額を揃えるということではない。
(委 員) はじめは各市町において給付と保険料で収支バランスをとろうとしていたが、全県でバランスをとることになったということ。

- (会 長) 実際には医療の供給水準に違いがあるし、医療費も県の格差がかなり残ると思うので統一は相当慎重に進めないといけないのではないかと。自分のところは医療費は低いのに保険料払いを押しつけられてという不満が発生する可能性があると思うので、ぜひ慎重に議論を進めていただきたい。
- (事務局) 市町と丁寧に時間をかけながら話し合いを進めていきたい。
- (会 長) 令和9年度から統一というのは全国的にみてどうか。ほぼ同じ足取りで進んでいるという認識でよいか。
- (事務局) 全国的には早い方である。大阪府は平成30年度からと特別早かったが、他は早いところで令和6年度、その次が令和9年度という形で、数でいうと十数府県が協議している段階である。

以 上